

○研究段階におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の使用等に関する要項

令和2年1月16日

(趣旨)

第1条 この要項は、研究段階におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の使用等に係る留意事項（元受文科振第100号文書による通知）に基づき、かつ龍谷大学（以下「本学」という。）の建学の精神を踏まえ、本学において行う研究段階における、人工ヌクレアーゼを使用するゲノム編集技術（以下「ゲノム編集技術」という。）の利用により得られた生物の取扱い及び安全確保に関し必要な事項を定めるものとする。

(ゲノム編集技術の利用により得られた生物の取扱い)

第2条 本学において、ゲノム編集技術の利用により得られた生物の使用等は、遺伝子組換え生物等の使用等と同様に取り扱い、次条以降に定めのある事項を除き、遺伝子組換え実験安全管理規程及び遺伝子組換え実験安全管理に関する細則によるものとする。

2 前項に基づき、この要項における用語は、遺伝子組換え実験安全管理規程及び遺伝子組換え実験安全管理に関する細則における用語と同義とする。

(細胞外で加工した核酸が含まれない生物の取扱い)

第3条 ゲノム編集技術の利用により最終的に得られた生物であって、細胞外で加工した核酸が含まれない生物（以下「遺伝子組換え生物等に該当しないゲノム編集生物」という。）の使用等に必要手続きに用いる様式は、遺伝子組換え実験安全委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。

2 実験責任者は、遺伝子組換え生物等使用実験において、遺伝子組換え生物等に該当しないゲノム編集生物が得られた場合、その使用等に当たっては、当該実験と同じ拡散防止措置を講じなければならない。

(細胞外で加工した核酸が含まれないことの確認)

第4条 委員会は、実験責任者が前条第1項の様式で行う申請又は届出に基づき、必要に応じて、ゲノム編集技術の利用により得られた生物に、細胞外で加工した核酸が含まれないことを確認する。

(文部科学省への連絡等)

第5条 学長は、遺伝子組換え生物等に該当しないゲノム編集生物を開放系において使用等する実験計画について、委員会の審議の結果に基づいて、所定の様式を用いて文部科学省に情報提供を行うものとする。

2 委員会は、遺伝子組換え生物等に該当しないゲノム編集生物を使用等する実験計画について、当該生物が、宿主の生物種及び実験分類に従い、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年文部科学省・環境省令第1号)別表第一に掲げる基準に該当する場合、あらかじめ文部科学省に必要な照会を行うものとする。

(事務処理)

第6条 この要項に伴う事務処理は、研究部、教学部及び瀬田教学部が協働して行う。

(改廃)

第7条 この要項の改廃は、部局長会において決定する。

付 則

この要項は、制定日（令和2年1月16日）から施行する。